# 平成27年度 事業計画

# I 歯・口腔の健康増進及び公衆衛生の向上を図る事業

広島市民の歯・口腔の健康増進及び公衆衛生の向上を図ることを目的に、次の事業を行う。

#### 1. 学術関連事業

#### (1) 学術講演会等の開催

良質な歯科医学の研鑽・医術の習得を目的とした講演会及び広く一般市民をも対象とした公開 講座を適時開催する。また各区支部と連携し情報提供を行う。

#### (2) 医療安全セミナーの開催

広島市医療安全支援センターとの連携のもと、医療の安全確保に関し必要な情報の提供並びに 研修を行う。

## (3) 臨床研修医セミナーの開催

広島大学病院との連携のもと、将来の歯科医療を担う歯科臨床研修医を対象としたセミナーを 開催する。

## (4) 最新歯科医学分野における情報の分析と研究

高度先進医療(CADCAM等)や新予防学的分野(バクテリアセラピー)、最新の臨床技術・ 設備の情報を整理分析し情報提供を行う。

### (5) 関連組織との連携、情報交換

歯科関連学会に参加するほか、広島大学病院・地域医師会・薬剤師会と連携し学術情報(感染 予防対策・救急救命蘇生等)の共有及び協力体制の構築を図る。

#### (6) 災害時の救急医療の協力

広島市行政と締結した「広島市地域防災計画に基づく災害時の歯科医療救護活動に関する協定」に基づき、災害時の歯科医療救護計画を検討する。

#### 2. 公衆衛生普及事業

- (1) 市民を対象とする口腔衛生施策(一般歯科保健)の実施
  - 1)各区保健センターにおける歯科関連事業

広島市が各保健センターにおいて実施する乳幼児健診において歯科健診を行う他、歯科相談、 歯科保健教室等における指導を行う。

- ・1歳6か月児健診・フッ素塗布
- 3 歳児健診
- · 歯科相談事業 (成人歯科対策)
- 歯科保健教室

- 2) 広島口腔保健センターにおける歯科関連事業・妊婦口腔衛生個別指導 本会の独自事業として、広島口腔保健センターにおいて次の事業を行う。
  - ・2歳児フッ素塗布
  - ・ 妊産婦個別指導追跡調査 (母子ぐるみ指導)

## 3)「おくちの健康展」の実施

一般市民に向け、口腔衛生に関する総合的な啓発を行うため、口腔衛生に関する多様な情報 や体験の場や、相談の場を提供するイベントを歯の衛生週間において開催する。

- 4) 広島市「8020」運動・歯周病予防推進協議会事業の実施 広島市「8020」運動・歯周病予防推進協議会の構成団体として、次の事業を主催する。
  - ・「8020」いい歯の表彰式
  - ・「グランドビューティフル歯ッション賞」認定授与式

#### 5) 妊婦・小児の口腔衛生施策の実施

- ・広島県産婦人科医会、広島臨床産婦人科医会との連携による妊婦の歯周病予防事業の推進。
- ・広島県産婦人科医会と広島県小児科医会との連携による妊産婦、乳幼児における口腔衛生状態の向上に向けた活動。
- 6)各区における公衆衛生活動への参画

広島市が行う保健関連の講習会・研修会等において、会員が講師を務める。

## 7) 産業職域歯科保健の推進

- ①一般社団法人広島県歯科医師会が産業職域歯科保健の推進策として実施している事業所歯 科健診に関し、本会の区域の事業者から申し込みがあったものについて県歯科医師会から依 頼を受け、従事者の調整及び事務処理作業を行う。
- ②事業所での歯科保健の推進について、依頼のあった事業所の講演会等で会員が講師を務める。
- ③歯科健診の依頼のあった事業所で、会員が歯科健診を実施する。
- 8) スポーツ歯学の普及・啓発の推進、スポーツデンティストの育成 カープ歯科健診、レッドスパークス歯科健診、メイプルレッズ歯科健診の実施と共にトップ アスリートの外傷予防、パフォーマンス維持向上を図るための検討 障害者スポーツに対する支援

#### 9) その他の行政施策への参画

「元気じゃけんひろしま 21」推進会議、広島市障害者施策推進協議会等に参加し、広島県及 び広島市の行政施策の推進に関する協力を行う。

- (2) 園児・児童・生徒を対象とする口腔衛生施策(学校歯科保健)の実施 全員校医制のもと、広島市内の全ての公立保育所(園)、幼稚園、小中学校、高等学校、 特別支援学校において、会員全員が協力して学校歯科保健事業に従事する。
  - 1) 市立保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校での口腔検(健)診の実施 広島市から委託を受け、次の検診を行う。
    - 春期定期口腔検診
    - 秋期臨時口腔検診
    - 小学校就学時口腔検診
    - ・広島市立保育所・園口腔健診
  - 2) 市立保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校での口腔検(健)診に使用する歯鏡および探針の滅菌配送事業を行う。
  - 3)「よい歯の集い」の開催

各小学校及び児童の口腔衛生意識の高揚を図るため、口腔衛生状態が優秀な学校及び児童の 表彰を行う。

4)口腔保健啓発資料配布

児童・生徒及び保護者に対する口腔衛生思想の普及・啓発資料を児童生徒等に配布する。

- 5) 広島市学校保健会、広島市食育推進会議、広島市要保護児童対策地域協議会代表者会議への参画。
- (3) 高齢者を対象とする口腔衛生事業(高齢者歯科保健)
  - 1) 広島市の高齢者保健・介護保険事業への協力

広島市生活機能維持向上事業 (広島市委託事業)

広島市が行う高齢者保健・介護保険関連の講習会・研修会等において、会員が講師を務める。

2) 地域包括支援センター事業への協力

広島市及び各区地域包括支援センター運営協議会の一員として、各センターの運営に関する協議・検討を行う。また、地域包括支援センターが主催する講習会・研修会等において、会員が口腔保健に関する講演等を行う。

3) 介護保険施設・障害者施設等への後方支援

介護保険施設・障害者施設等における口腔衛生の向上のための講演等を行う。

- 4) 障害者等歯科保健医療受給困難者への対応向上
  - ①認知症対応力向上研修

地域の医療機関、認知症疾患医療センター、地域包括支援センター等との連携し、認知症の早期発見や認知症の人の状況に応じた口腔機能の管理を適切に行うための研修を行う。

②歯科保健医療受給困難障害者等対応歯科医療機関の体制整備

歯科保健・医療受給困難障害者等を受け入れ、良質な歯科保健・医療を提供するための研修 を行う。

## 5)病院歯科との連携強化

周術期口腔管理の推進、摂食嚥下に関する研修実施及び後方支援として、本会の区域の病院 歯科との連携強化を図る

### 6) その他の行政施策への参画

広島市及び各区地域包括支援センター運営協議会、広島市地域密着型サービス運営委員会、 介護認定審査会等に参画し、広島県及び広島市の行政施策の推進に関する協力を行う。

## (4) 広島市歯科医療福祉対策協議会への協力

本会及び安佐歯科医師会、安芸歯科医師会、佐伯歯科医師会で構成する広島市歯科医療福祉対策協議会が行う下記事業について、同協議会より委託を受け、保険請求事務その他の運営事務を行う。

- 1) 広島地区休日歯科救急医療対策事業(広島市委託事業)
- 2) 在宅寝たきり高齢者訪問歯科診療事業(広島市委託事業)
- 3) 妊婦歯科健康診査事業の推進(広島市委託事業)
- 4) 節目年齡歯科健康診査事業(広島市委託事業)
- 5) 広島市生活機能維持向上事業(広島市委託事業)
- 6) FMちゅーピー「お口の健康広場デンタルパーク」番組情報提供事業

#### 3. 社会貢献事業

- (1) 口腔文化観の向上のための対外広報事業
  - 1) 広島市域全体の歯科保健に関する情報を提供する広島市歯科医療福祉対策協議会のウェブサイト「デンタルパークひろしま」の企画運営を行う。
  - 2) 中国新聞社「ちゅーピーこども新聞」に口腔衛生に関する寄稿を行う。
  - 3) 広島市歯科医師会オフィシャルサイトの企画運営を行い、市民の健康を守るためのお役立ち事業や耳寄り情報等を提供する。
  - 4)「おくちの健康展」や市民公開講座など、市民参加型の対外的行事において、行政・マスコミと協力し、事業の推進とその啓発に努める。
  - 5) FMちゅーピー「お口の健康ひろば デンタルパーク」の監修・収録

#### (2) 緊急・災害時対策事業

- 1)緊急を要する患者の発生に備え、次のような取組を行う。
  - 救急蘇生委員会の設置

広島市及び広島大学医学部、歯学部と共に広島市歯科医師会救急蘇生委員会を構成し、歯 科治療中の緊急事態に際し、専門医が迅速に対応し患者の重症化を防止する体制を、緊急連 絡電話等の設置等により整備する。

- 2) 災害の発生時に備え、次のような取組を行う。
  - ・災害電話の設置及び衛星携帯電話の配備 災害時の緊急連絡用のための衛星携帯電話(事務局・役員・各区支部長)を配備する。
  - ・衛星携帯電話、MCA無線機等を用いた緊急時連絡網を構築する。
  - ・歯科巡回診療車の設置

歯科診療に必要な設備を備えた診療車を設置し、万一の災害時、非常事態時に被災地での 歯科巡回診療に使用できる体制を確保し、また広島市総合防災訓練等でこの診療車の紹介を 行うことにより市民、県民の防災意識の啓発を行う。

## (3) 市民からの歯科医療相談事業

1)矯正歯科無料相談

歯並びについての相談に、矯正専門の歯科医師が無料で応ずる相談事業を行う。

2) 歯科医療安全相談

歯科医療に関する市民からの相談への対応を行う。

## Ⅱ 会員の福祉及び歯科医業の合理化に関する事業

## 1. 適正な保険診療の基盤拡充事業

(1) 保険制度に関する情報提供、相談対応

保険制度の周知、理解促進のための取組を行う。

- ・保険講習会の実施(年1回程度)
- 新規開業・継承後の診療録記載、明細書記載等に関する面談、相談(随時)
- ・保険請求なんでも相談の受付(随時)
- ・県歯科医師会コンプライアンス推進室と連携し会員のコンプライアンス遵守の一助となるよ う面談を行う
- (2) 保険制度に関する懇談会等への参画

保険制度の適正な運用のための関連機関の懇談会等に参画する。

## 2. 会員福祉事業

(1) 一般福祉事業

会員の福祉・厚生や保健、相互の親睦等を目的とした事業・行事を開催する(年3回程度)。

(2) 医療管理・税務事業

会員である医院経営者を対象とした経営・労務・税務管理に資するセミナー等を開催する(年 1回程度)。

(3) 会員名簿の発行、配布

## 3. 対内広報情報管理事業

- (1) 市歯会報「太田川」の編集発行(年1回)
- (2)「広島市歯科医師会だより」編集発行(年12回)
- (3) 本会事業並びに各種関連行事の取材および記録保存
- (4) 広島市歯科医師会オフィシャルサイトの運営

新聞、雑誌、インターネットなどで情報収集し、社会保障に関するさまざまな最新情報(政府 官庁、各省庁から配信される医療に関する情報等)を分析検討し、その都度アップロードして、 素早く会員に情報公開をしていく。

(5) 本会関連情報の収集と各部と連携した分析による本会の戦略立案

社会保障、歯科医師会、公益法人改革など、歯科界を取り巻くあらゆる情報の中でもアップデートなものを収集分析し、専門部署である各部と連携をとりながら分析し、本会がとるべき戦略立案の基礎情報作りを担当する。

# (6) 会員への情報提供システムの構築

歯科界の質向上及び戦略集団として歯科医師会の将来にとり、会員一人一人の意識向上が必要 との観点から歯科界を取り巻くあらゆる情報を整理分析し、会員へ継続的情報提供を行う。情報 分析にあたっては各部と連携をとりながら質の高いものを作っていきたい。